

歯科技工士学校養成所施設長 様

三重県健康福祉部長



三重県歯科技工士修学資金修学生の募集及び推薦依頼について

三重県では歯科技工士確保の一環として、平成21年度から歯科技工士修学資金制度を実施しております。

当制度は、三重県内の歯科技工所へ就業しようとする意思のある歯科技工士学校養成施設在学生に対して、修業年限を限度として修学資金を貸与し、卒業後、直ちに歯科技工士免許を取得し、さらに三重県内の歯科技工所で歯科技工業務に5年間従事した場合、貸与した資金の返還を免除する制度となっております。

つきましては、貴校在学生に紹介していただき、貸与を希望する生徒に対して申請書一式を配付していただきますようお願いいたします。

また、生徒からの申請書を取りまとめていただくとともに、各申請者の「修学生推薦調書」を貴校にて作成していただき、下記担当者まで推薦していただきますようお願いいたします。

なお、書類の作成にあたりましては、「記入方法」等を参考にして、記入・押印してください。申請書類の取りまとめ及び推薦にあたっての事務手続き等、お手数をかけますがよろしくお願いたします。

記

1 添付書類

- (1) 三重県歯科技工士修学資金修学生募集要項
- (2) 歯科技工士修学資金貸与申請書〔第1号様式〕
- (3) 修学生推薦調書
- (4) 世帯の所得に関する調書及び同調書(その2)並びに同調書の記入方法

2 応募に必要な提出書類

- (1) 歯科技工士修学資金貸与申請書〔申請者等において記入〕
- (2) 修学生推薦調書〔養成所において記入〕
- (3) 世帯の所得に関する調書及び同調書(その2)〔申請者において記入〕
- (4) 市町村の発行する所得証明書(世帯全員分)

*提出期限において前年の所得に関するもの(平成22年分の所得)

3 募集期日及び応募書類の提出先

提出期日 : 平成23年7月22日(金) 必着

提出先 : 三重県 健康福祉部 健康づくり室 地域保健グループ

事務担当

健康づくり室 山本

TEL : 059-224-2334

〒514-8570 津市広明町13

三重県歯科技工士修学資金修学生募集要項

三重県では、歯科技工士の人材確保の一環として、歯科技工学生に対する下記の修学資金貸与事業を行っています。

卒業後、三重県内で歯科技工士として就業する意志があり、貸与を希望される方は、下記の要領でご応募ください。

1 応募資格

次の各項目のすべてに該当する方

- (1) 歯科技工士法第14条第1号及び第2号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した養成所（以下「養成施設」という。）に在学している方。
- (2) 卒業後、三重県内の指定就業機関において歯科技工士の業務に従事しようとする方。

2 貸与の額

月額 36,000円

※ 利子はありません。

3 平成23年度募集人数

3名

4 貸与期間

貸与決定のときに定める月から、在学している養成施設を卒業する日の属する月まで（ただし、当該養成施設の修学年限に相当する月数を限度とします。）

5 修学資金の返還猶予

次の各号のいずれかに該当する場合は、その間返還を猶予します。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に免許を取得し、直ちに引き続き三重県内の指定就業機関（下記「12」参照）において歯科技工の業務に従事しているとき又はさらに歯科技工士を養成する施設に在学しているとき。
- (2) 修学資金の貸与を取り消された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- (3) 災害、疾病等やむを得ない事情があるとき。

6 修学資金の返還免除

養成施設を卒業した日から1年以内に免許を取得し、直ちに引き続き三重県内の指定就業機関（下記「12」参照）において、5年間歯科技工の業務に従事した場

合は返還を全額免除します。

7 応募書類〔所定の様式は、下記担当者へお問い合わせください。〕

(1) 歯科技工士修学資金貸与申請書〔所定の様式があります。〕

◎ 連帯保証人は独立の生計を営む成年者であり、申請者が未成年者の場合にはその法定代理人でなければなりません。

(2) 在学する養成施設の長の推薦書「修学生推薦調書」

(3) 世帯の所得等に関する調書〔所定の様式があります。〕

8 応募書類の提出方法

在学している養成施設を經由し、平成23年7月22日（金）までに三重県 健康福祉部 健康づくり室 地域保健グループに提出してください。

9 貸与の決定

申請書を受理した後審査を行い、審査結果については各養成施設を經由して通知します。

10 貸与の取消し

各養成施設を退学したとき、学業成績が著しく不良になったと認められるとき等の場合には、修学資金の貸与が取り消されます。

11 提出書類の返還

提出書類は、貸与の審査結果にかかわらず、お返しできませんのでご了承ください。

12 指定就業機関

歯科技工士法第2条第3項に規定する歯科技工所で、法第21条第1項に規定する三重県知事又は四日市市長に届出のある歯科技工所

事務担当

健康福祉部 健康づくり室 山本

T E L : 059-224-2334

F A X : 059-224-2340

E-mail : kenkot@pref.mie.jp

〒514-8570 津市広明町13番地

第1号様式 (第4条関係)

歯科技工士修学資金貸与申請書

年 月 日

三重県知事 あて

住 所

申請者 氏 名

㊟

年 月 日生

電話番号

歯科技工士修学資金の貸与を受けたいので、次のとおり申請します。

貸与を受けようとする金額	月額 円	貸与を受けようとする期間	平成 年 月から 平成 年 月まで	箇月
在学している養成施設	名 称		入 学 年 月	年 月
	所在地		卒業予定年月	年 月
中学校卒業 以後の履歴	年 月	中学校卒業		
	年 月			
	年 月			

上記の者が貸与を受ける歯科技工士修学資金について、本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

住 所

連帯保証人 氏 名

㊟

年 月 日生 続柄 ()

住 所

連帯保証人 氏 名

㊟

年 月 日生 続柄 ()

上記の者が本校(所)第 学年に在学していることを証明します。

年 月 日

養成施設の所在地及び名称

養成施設の長の氏名

㊟

記入例・注意事項

歯科技工士修学資金貸与申請書		年 月 日	
三重県知事 あて		住所	
申請者氏名		年 月 日生	
電話番号			
歯科技工士修学資金の貸与を受けたいので、次のとおり申請します。			
貸与を受けようとする金額	月額 36,000円	貸与を受けようとする期間	平成23年 4月から 平成24年 3月まで12個月
在学している養成施設	名称	入学年月	年 月
	所在地	卒業予定年月	年 月
中学校卒業以後の履歴	年 月	年 月	中学校卒業
上記の者が貸与を受ける歯科技工士修学資金について、本人と連帯して債務を負担します。			
年 月 日	住所	年 月 日生	続柄 ()
	連帯保証人氏名		年 月 日生 続柄 ()
	住所		年 月 日生 続柄 ()
	連帯保証人氏名		年 月 日生 続柄 ()
上記の者が本校(市)第 学年に在学していることを証明します。	年 月 日	養成施設の所在地及び名称	年 月 日
		養成施設の長の氏名	年 月 日

実際に住んでいる場所で、郵便物が確実に届く住所を記載してください。

年度毎に申請し直しますので、期間は、必ず12か月以内に なります。

書ききれない場合は、下記のように記載してください。

- 【例】 平成〇〇年3月 〇〇〇高校卒業
- 平成〇〇年3月 〇〇〇大学卒業
- 平成〇〇年〇月 (株) 〇〇〇退職

同一生計世帯からは、一人だけしか連帯保証人になれません。同居家族は通常、同一生計世帯です。生計(家計)を支えている方が別居している場合も同様です。別生計世帯から一人以上、また、特に事情がない限りは、毎年度、同じ方を連帯保証人としてください。

ここまでは、申請者及び連帯保証人において、記入・押印してください。 ↓の欄の記載が必要ですので養成所に提出!

ここから下は、養成所において、記入・押印してください。

修 学 生 推 薦 調 書

学 校 名		推薦順位	
ふりがな	入 学 年 月	平成 年 月
氏 名		卒業予定年月	平成 年 月
生年月日	年 月 日	在 学 年	第 学年

学 力 評 価	区分	学 力 基 準 の 内 容	該当に○
	A	ア 1年生の場合、出身学校最終2か年の成績が平均3.2以上 イ 2年生以上の場合、前年度の学業成績が上位1/3以上	
	B	ア 高等学校又は前年度における学業成績が平均水準以上 イ 特定の分野において優れた資質能力を有する ウ 修学に意欲があり学業を確実に修了できる見込みの者	
	C	上記以外の者	

健 康 状 態	A 学内健康診断の結果、修学に十分耐えうるものと認められた者	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 不適
	B 卒業後、修学資金の指定施設において、歯科技工業務を十分行うことができる見込まれる者	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 不適
	健康上の特記事項 (任意記入)	

家 計 ・ 家 族 の 状 況 等	① 申請者を独立生計として扱う場合の所見
	② その他特記事項 (任意記入)

そ の 他 意 見	【申請者の人物評価等その他推薦事項】 (任意記入)
-----------	---------------------------	-------

上記の者は、修学生として適当と認められるので推薦します。

三重県知事 様

平成 年 月 日

養成施設長

回

※ 推薦順位は審査の参考とさせていただきますので、ご了承ください。

記入例・注意事項

この調書は、養成校において、記入・押印してください。

また、申請は、申請書・所得に関する調書など必要書類を添付のうえ、養成所から行ってください。

なお、当調書を申請者に渡して、申請を行うことにはないようしてください。

貴校において、申請者が2名以上いる場合、三重県内への就業意思、学力評価、健康状態などを総合的に勘案して、順位を付けてください。

日本学生支援機構（以下「機構」という。）の学力基準を参考にし、養成施設長において、次のとおり判定していただきますようお願いいたします。

- (1) 機構の第一種（無利子）奨学金の学力基準を満たす者を「A」とします。
- (2) 機構の第二種（有利子）奨学金の学力基準を満たす者を「B」とします。
- (3) 上記以外の学力基準の者は「C」とします。

〔注意〕

高等学校を卒業後、5年以上経過した新入生については、出身高校の成績証明が発行されない場合があります。その場合は、「A」欄及び「B」欄の「ア」に該当しません。

「B」欄の「イ」及び「ウ」並びに「C」欄のいずれに該当するか判定をしていただき、該当欄に○を付けてください。

申請者の生計状況を鑑みて、率直に記載してください。

特記する内容がない場合は、記載する必要はありません。

修学生推薦調書			
学校名	推薦順位		学年
よりがた	平成	平成	年
氏名	入学年月	卒業年月	年
生年月日	年	月	日
学力評価	区分	学力基準の内容	該当に○
	A	ア 1年生の場合、出身学校最終2か年の成績が平均3.2以上 イ 2年生以上の場合、前年度の学業成績が上位1/3以上	
	B	ア 高等学校又は前年度における学業成績が平均水準以上 イ 特定の分野において優れた資質能力を有する ウ 修学に意欲があり学業を確実に修了できる見込みの者	
	C	上記以外の者	
健康状態	A	学内健康診断の結果、修学に十分耐えうるものと認められた者	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	B	卒業後、奨学金の指定施設において、歯科技工業等を十分行うことができると見込まれる者	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
家計・家族の状況等	健康上の特記事項（任意記入）		
	① 申請者を独立生計として扱う場合の所見		
その他意見	② その他特記事項（任意記入）		
	【申請者の人物評価等その他推薦事項】（任意記入）		
上記の者は、修学生として適当と認められるので推薦します。			
三重県知事 様		平成	年 月 日
		養成施設長 印	

※ 推薦順位は審査の参考とさせていただきますので、ご了承ください。

世帯の所得等に関する調書

申請者氏名 _____

学校名 _____

1 同一生計世帯の家族構成〔一人をAとBの両方に記載しないこと〕

A 下記「B」を除く家族	続柄	氏名	年齢	居住状態	所得状況	収入減額	特別事情	備考
	本人			/	〔注〕A欄に記載の家族全員について市町村の発行する所得証明書*1)を添付してください (ただし、18歳未満の者は除く)			
	父			同居・別居				
	母			同居・別居				
				同居・別居				
				同居・別居				
				同居・別居				
			同居・別居					

B 本人以外の修学生	続柄	氏名	就学区分 (いずれかに○を記入)	設置別	居住状態
			小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学	公立・私立	自宅・自宅外
			小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学	公立・私立	自宅・自宅外
			小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学	公立・私立	自宅・自宅外
			小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学	公立・私立	自宅・自宅外
			小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学	公立・私立	自宅・自宅外

* 「収入減額」、「特別事情」に該当する場合は、その欄に○をし、「調書(その2)」に理由を記入してください。

*1) 所得証明書は、別に定める貸与申請書の提出期限において市町村が発行可能な最新の所得証明書としてください。

2 特別控除事由の有無〔該当する番号に○をして、「7番」は必ず記入してください。〕

	特別控除事由の項目	備考(確認事項等)
1	母子・父子世帯 [記入方法 2 (1)]	母子世帯・父子世帯 (いずれかに○)
2	就学生のいる世帯	(上記1のB欄に記載、申請者本人は除く)
3	障がいのある人がいる世帯 [記入方法 2 (2)]	障がいの等級等:
4	長期療養者がいる世帯 [記入方法 2 (3)]	年間所要経費: 円
5	主に家計を支える者が別居している世帯 [記入方法 2 (4)]	年間所要経費: 円
6	災害・盗難等の被害を受けた世帯 [記入方法 2 (5)]	支出・減収年額: 円
7	申請者の学費 [記入方法 2 (6)]	年間授業料: 円

※ この調書の書き方や各項目に該当するか否かは、別紙「記入方法」を参照してください。

世帯の所得等に関する調書（その2）

申請者氏名 _____ 学校名 _____

1 前年と本年の収入に大きな変動がある場合等の理由〔「収入減額」欄に○を記入〕

所得変動者：
本年收入見込額： _____ 円〔記入方法1（9）、（10）のとおり記入してください。〕
理由：

※ 2名以上記載の場合は、同様の項目で記入してください。
本年の年間収入（見込）金額を証明する書類を添付してください。

2 父母から支援が得られない等の理由〔「特別事情」欄に○を記入〕

(父母と生計を別にしてしている特別な理由等を具体的に記入してください。)

※ 確認のため、父母の前年又は前々年の所得証明書は必ず添付してください。
在学中の収入手段（アルバイト、貯金、奨学金等）とその金額を明記してください。

「世帯の所得等に関する調書」の記入方法

1 「同一生計世帯の家族構成」について

- (1) この調書は、同居・別居に関わらず、同一生計の人を全員記入してください。
なお、同居者でも別生計の家族がいる場合は、記入の必要はありません。
※ 所得のない人でも必要経費の対象となりますので、必ず記入してください。
- (2) 同一生計の家族で就学中の者は、B欄に記入してください。
- (3) 同一生計であるかどうかの判断は、申請時現在の生計状況を基準に判断してください。
- (4) 申請者本人についても、A欄に記入してください[本年は退職している等の事由があれば、下記(8)の指示に従ってください]。
- (5) 単身世帯の場合は、同一生計の有無に関わらず、必ず父・母の欄を記入してください。
- (6) A欄に記入した人すべての家族について「所得証明書」(各市町村役場で発行)を添付してください。(収入や所得がない場合も添付が必要です)
所得証明書は、貸与申請書の提出期限(7月22日)時点で市町村が発行可能な最新の所得証明書(平成22年中の所得に関するもの)としてください。
※ ただし、平成23年4月1日現在で18歳以下の方については、提出の必要はありません。
- (7) 単身世帯の所得算定にあたっては、原則父母の所得を合算しますのでA欄に記載のうえ所得証明書を添付してください。
なお、父母から支援が得られない等の特別な理由がある場合は、「特別事情」欄に○を記入し、「調書(その2)」に具体的な事情を記入してください。
※ この場合、記載内容を証明できる書類等を添付してください。
- (8) 家計の算定にあたっては、原則ご提出いただいた所得証明書の所得額を参考とします。
添付した所得証明書と本年の収入に大きな変動がある場合は、「収入減額」の欄に○を記入し、「調書(その2)」に具体的な事情を記入してください。
- (9) 所得に変動がある場合の「本年度収入見込額」の記入にあたっては、給与所得の場合は「支払金額」(控除を受けていない額)を、給与所得以外の場合は収入額から必要経費を差し引いた後の「所得額」を記入してください。
※ この場合、本年の年間収入(見込)金額を証明する書類(就業先の支払見込み証明書等)を添付してください。
- (10) 上記の年間収入(見込)金額の証明が得難い場合は、1か月の支払明細書(写)等を添付のうえ、給与所得の場合は、16か月分、パート勤務又は給与所得以外の場合は12か月分を算定し、記入してください。

2 「特別控除事由の有無」について

- (1) 『母子・父子世帯』とは、次のいずれかに該当するものとします。
 - ア 母又は父と18歳未満の子の世帯
 - イ 母又は父と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯
 - ウ 祖父母と18歳未満の子の世帯
 - エ 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子(及び60歳以上で経済力のない祖父母)の世帯※ 18歳以上であっても就学者(本人含む)等経済力のない人は、18歳未満として扱います。
※ 「経済力のない」とは、前年又は前々年の所得金額が50万円以下の者をいいます。
- (2) 『障がいのある人』とは、次のいずれかに該当する人とします。
 - ア 身体障害者福祉法第15条の第4項の規定によって、交付を受けた身体障害者手帳に身体障がいがある人として記載されている人

- イ 戦傷病者特別救護法第4条の規定によって、戦傷病者手帳の交付を受けている人
 - ウ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を申請中の人
 - エ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳を所持しない人でも「身体障害者福祉法『別表』」の範囲の身体上の障がいがあることが明らかなる人
 - オ 公害疾病の認定を受け、かつ当該公害による身体上の障がいがある人
 - カ 原子爆弾による被爆者で、身体の機能に障がいのある人
 - キ 心神喪失の状況にある人又は知的障がい者と判断される人
 - ク 常に就床を要し、複雑な介護を要する人
- ※ 備考欄には、障がいの区分・等級又は疾病の名称、障がい等の状況等を記入してください。

(3)『長期療養者』とは、申請時現在において6か月以上にわたる期間、療養中の者又は療養が必要と認められる人としてします。

「年間所要経費」の欄には、「療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額」を記入し、次の費用（健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額を除く。）について、申請時までの支出金額を基礎として今後の療養見込み期間を考慮し、年間の療養期間に見合った支出金額とします。

- ア 医師又は歯科医師に対して支払う診療代又は治療代
- イ 病院、診療所へ入院するため支出する費用（入院患者の食費を除く。）
- ウ あんま師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の治療を受けるために支出する費用
- エ 看護人に対して支払う費用（看護人に対する賄い費を含む。）
- オ 治療又は療養のために支出する医薬品代
- カ 病院、診療所へ通院するために支出する交通費（必要不可欠と認められるものに限る。）

※ 証拠書類として「医療機関等の領収書の写し」等を添付してください。

(4)『主に家計を支える者が別居している世帯』の「年間所要経費」には、別居のために特別に支出している住居費、光熱・水道費、家具・家事用品購入費を記載してください。この項目は、父母の単身赴任等の場合に記入し、別居している家族（学生等）への送金は対象となりませんので注意してください。

(5)『災害・盗難等の被害を受けた世帯』とは、申請の前年から申請時までに被害を受けたために支出が増大したり収入が減少したりして、将来2年以上にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合に限りします。

また、「支出、減収年額」には「将来的に支出が増又は収入減となると思われる年間金額」で、次の費用（保険・損害賠償等によって補てんされた金額を除く。）により算出するものとします。

- ア 日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、最低限度の衣料、家具の購入費・修理費等
- イ 生産手段（田畑、店舗等）に被害を受けた場合は、長期にわたって収入減を予想される年間金額
- ウ 証拠書類として『被災証明書』又は『盗難届出証明書』を添付してください。

(6)『申請者の学費』については、「年間授業料」のみ記載してください。入学金、施設協力金、実習費等は含みません。

なお、授業料の減免を受けている場合は、減免額を差し引いた額を記載します。

※ 記入方法や添付書類などでご不明の点があれば、学校担当者又は県担当者（健康づくり室 TEL：059-224-2334）にお問い合わせください。